

風速計貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課（以下「健康増進課」という。）が管理する風速計を貸し出す場合の手続等について必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸し出す風速計は柴田科学株式会社製の風速計（熱式風速計 ISA-700 型）とする。

(貸出しの対象)

第3条 風速計の貸出しの対象は、県内の市町、団体、施設、企業等とする。

(貸出しの手続き等)

第4条 風速計の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ風速計借受申請書（様式第1号）を健康増進課長に提出し、その承認を受けなければならない。

第5条 健康増進課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、風速計の貸出しを承認し、申請者へ風速計貸出承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) その他健康増進課長が風速計の貸出しについて不相当と認めるとき。

第6条 貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、原則として、健康増進課に来課し、風速計借用証（様式第3号）を提出して借り受ける。

ただし、健康増進課に来課しての借受が困難な場合は、借受者が送料を負担することで、宅配等により借り受けることができる。

- 2 借受者は、取扱説明書の内容に基づき適切に風速計を使用する。
- 3 借受者は、原則として、健康増進課に来課し健康増進課の職員の点検を受けて返却する。
ただし、健康増進課に来課しての返納が困難な場合は、貸出しを受けた者が送料を負担することで、宅配等により返却することができる。
- 4 貸出しの期間は、貸出しの決定を受けた日から貸出物品を使用する最終日までとする。
なお、借受者は、貸出物品を使用した後、速やかに健康増進課長に返却する。この場合、返却に要する期間は、貸出期間と見なすこととする。
- 5 貸出物品の貸出料は、無料とする。ただし、貸出物品を送付する必要がある場合の経費については、借受者の負担とし、返却に要する経費も同様とする。

(転貸の禁止)

第7条 借受者は、風速計を第三者に転貸してはならない。

(毀損等)

第8条 借受者が風速計を毀損又は紛失したときは、速やかに健康増進課長に届け出なければならない。

- 2 借受者が風速計を毀損又は紛失したときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、健康増進課長がその責を問わないと認めたときは、この限りでない。

(承認内容の変更)

第9条 借受者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ風速計貸出承認内容変更申請書(様式第4号)を健康増進課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第5条の規定を準用する。

(貸出承認の取消し)

第10条 健康増進課長は、風速計の使用がこの要綱及び貸出承認の内容に違反していると認められるときは、その貸出承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により貸出承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、速やかに返却しなければならない。

3 前2項により生じた損害は、貸出承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、風速計の貸出しについて必要な事項は、健康増進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。